

第 1 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和8年1月19日（月）午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春・16 中村 高之
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
24 岡田 勇樹

以上9名

欠席部会委員 6 田口 慶則

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 7 野田 清太・24 岡田 勇樹

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号 農地法第3条の規定による届出について
報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）
報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用賃借）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）
議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用賃借）＜別冊＞
議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）＜別冊＞

議 事 の 大 要

議 長	<p>第1回第2農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は6番 田口 慶則委員の1名で出席委員は9名でございます。 議事録署名委員、7番 野田 清太委員、24番 岡田 勇樹委員、よろしくをお願いします。 本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知をいたしましたとおりでございますので、よろしくをお願いします。 それでは初めに会長専決等の報告事項に入ります。</p>
事 務 局	<p>まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。31ページの議案第4号、番号2でございます。譲渡人の住所と氏名につきまして訂正をお願いしたいと思っております。お配りしています訂正書のとおりでございますが、住所の後ろに「外」がつきまして、お名前後に「外4名」を追加していただきたいと思っております。以上でございます。</p> <p>それでは、議案書の1ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から5で、件数は5件、合計面積は13,366㎡で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。</p> <p>2ページから22ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から25で、件数は25件、合計面積は179,089.88㎡で、その内訳は田が141,086.13㎡、畑が37,318.68㎡、その他が685.07㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。</p> <p>23ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1 物置用地 以上、件数は1件、合計面積は24㎡で、すべて畑でございます。</p> <p>24ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1 駐車場用地 以上、件数は1件、合計面積は415㎡で、すべて畑でございます。</p> <p>25ページをお願いいたします。</p>

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1 一般個人住宅用地

以上、件数は1件、合計面積は138㎡で、すべて畑でございます。

報告案件は以上です。

議長

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。

事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、26ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居藤ヶ丘町藤谷、登記地目、現況地目とも田、面積 991㎡ 外1筆、合計面積 1,061㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 栗葉、申請地 稲葉町篠原、登記地目・現況地目とも田、面積 712㎡ 外2筆、合計面積 5,399㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 川口、申請地 白山町川口ハサマ、登記地目 田、現況地目畑、面積 227㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号4、地区 八ツ山、申請地 白山町八対野申垣内、登記地目 田、現況地目畑、面積は69㎡でございます。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号5、地区 多気、申請地 美杉町下多気六田、登記地目・現況地目とも畑、面積 310㎡ 外2筆、合計面積 1,396㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号6、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村、登記地目・現況地目とも畑、面積 241㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

27ページをお願いいたします。

番号7、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村、登記地目 田、現況地目畑、面積 112㎡ 外2筆、合計面積 1,758㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号8、地区 下之川、申請地 美杉町下之川不動ノ口、登記地目・現況地目とも畑、面積 396㎡ 外13筆、合計面積 8,896㎡。

譲受理由は新規営農のため、譲渡理由は労力不足のためです。

28ページをお願いいたします。

以上、件数は8件、合計面積は19,047㎡で、その内訳は田が13,796㎡、畑が5,251㎡でございます。これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件から始めさせていただきます。番号2についてです。_____委員、退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、この案件につきまして、説明をお願いします。

事務局 久居事務局です。1月9日、農業委員さん、推進委員さん、事務局職員で現地を確認してまいりました。現場は_____から東へ500メートルほどの圃場整備された田んぼを含めまして合計3筆でございます。渡人としたしましては遠方で、労力不足のため、縮小を希望したいということで、その方がお持ちの農地を受人が営農拡大をしたいということで譲り受けるものでございます。田口委員から、現場については問題ないということで聞いております。以上、報告いたします。

議長 ただいま説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、意見もないようでございますので、お諮りいたします。ただいま審議をいただきました案件につきまして、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、この件につきましては、許可することを決定したいと思います。入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

野田委員 7番の野田です。1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員が3名ですね、事務局で見てまいりました。事務局の説明のとおりでございます。新規就農でございますけれども、実家の指導を受けるということですので、問

題ないかなと思います。以上でございます。

議長 3番と4番、お願いします。

西森委員 17番、西森です。まず、3番のほうですが、1月9日です。中村、岡田、西森農業委員、それから地元推進委員、それから事務局と、あと、受人というメンバーで見てまいりました。現状としましては管理された畑として、受人さんが今まで既に畑として利用されていたということで、何ら問題ないというふうに判断させてもらいました。

それから、4番の八ツ山のほうですが、これもメンバーとしましては、農業委員は中村、岡田、西森農業委員、それから地元推進委員と、あと事務局というメンバーで見てまいりました。場所ですけれども、_____の信号から南方向へ300メートルほど行ったところの集落の中です。周りが太陽光に囲まれておるといような状況の中ですけれども、草刈り等はしてあるような小さい畑でございますけれども、何ら問題ないというふうに判断させていただきました。以上です。

議長 5番から8番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。5番から8番まで説明をいたします。多気、5番については、これも9日に地元推進委員さん、事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢になり、畑の草刈りなど維持管理が困難。受人は近くに友人宅があり、10年以上の自然栽培をしているので、教えてもらいながら耕作をすることになりましたということでございます。

6番、渡人は労力不足のためということでございます。それから、受人は新規営農ということでございます。

それから、下之川、7番については、受人は農地取得下限面積要件が撤廃されたので、新規営農を始めますということでございます。

下之川、8番について、これも同じ9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。渡人は高齢により農地の維持管理が困難のためということでございます。受人は、生まれ育った村ののどかな生活を営むための一環として営農に挑戦してみたいということでございます。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。いかがですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。
ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請につい

て、事務局、説明をお願いします。

事務局

29ページをお願いいたします。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。

番号1、地区 栗葉、申請地 庄田町沓掛、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 264㎡ 外2筆、合計面積 855㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

平成6年頃に住宅用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大三、申請地 白山町三ヶ野上広、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 700㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和10年頃に住宅用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,555㎡で、全て畑でございます。これらの案件につきましては、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明がありました。

地元委員のご意見をお伺いします。1番、お願いします。

野田委員

7番の野田です。1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名と事務局で行ってまいりました。事務局の説明通り現在まで住宅と一体で庭として利用しているものでございます。始末書も提出されており、やむを得ないものと思われま。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

2番、お願いします。

中村委員

16番、中村です。1月9日に西森、岡田、中村農業委員、地元推進委員と事務局で見てまいりました。この場所、柿で有名なところで、そこに昭和10年頃に家を建てられたのかな。ずっと何か空き家みたいで、借主が見つかって、登記簿を見てみると畑になっておるということで宅地に変更したいと。そういうことで、別に問題ないと思います。

議長

地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお伺いします。よろしいか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号につい

て、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については、許可することと決定したいと思います。
続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願についてを議題とします。
事務局、説明願います。お願いします。

事務局 30ページをお願いいたします。
議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 久居、申請地 久居小野辺町小膳田、登記地目・現況地目とも畑、面積 1, 325㎡。
この案件につきましては、令和7年5月20日付にて許可を受けましたが、事業計画が実現できないため、許可の取消願が提出されております。
以上、件数は1件、合計面積は1, 325㎡ですべて畑でございます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局から説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

野田委員 7番の野田です。昨年の5月に利用許可を受けた案件でございますが、太陽光発電施設用地ということで許可を受けていますが、事業計画が実現できない。電柱が立たないということみたいでございます。それにて事業計画が実現できないということで、取消の申請が出たものでございます。やむを得ないものと思います。以上でございます。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。これもよろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については承認することに決定したいと思います。
続きまして、議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 31ページをお願いいたします。
議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 久居明神町東横山、登記地目 原野、現況地目 畑、面積 1, 266㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は457.5㎡、パネル設置率は36.1%になります。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町八丁山、登記地目 田、現況地目 畑、面積 2, 231㎡ 外4筆、合計面積 7, 481㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は4, 396㎡、パネル設置率は58.7%になります。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、申請地 森町ヌタ、登記地目・現況地目とも畑、面積 105㎡ 外3筆、合計面積 1, 089㎡。

これにつきましては、申請地をドッグラン用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

32ページをお願いいたします。

番号4、地区 竹原、申請地 美杉町竹原井手添、登記地目・現況地目とも田、面積 274㎡ 外2筆、合計面積 405.61㎡。

これにつきましては、申請地を苗木生産地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号5、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村、登記地目 田、現況地目 畑、面積 236㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。農地区分は第2種農地と判断されます。

番号6、地区 下之川、申請地 美杉町下之川中村、登記地目 畑、現況地目は畑と雑種地、面積 399㎡ 外1筆、合計面積 825㎡。

これにつきましては、申請地を進入用道路、倉庫用地とするものです。

平成元年頃に進入用道路、倉庫用地とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号7、地区 下之川、申請地 美杉町下之川迫坂、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 178㎡ 外7筆、合計面積 2, 309㎡。

これにつきましては、申請地を山林・農業用施設用地とするものです。

20年以上前から山林と農業用施設用地であり、現況のまま相続した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は第2種農地と判断されます。

33ページをお願いいたします。

以上、件数は7件、合計面積は13, 611.61㎡で、その内訳は田が6, 699.61㎡、畑が5, 646㎡、その他が1, 266㎡でございます。これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許

可要件の全てを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありました。
立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。
1番から3番までよろしく申し上げます。

野田委員 7番、野田でございます。1番でございますが、1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員3名で見てまいりました。既に周辺は太陽光発電が進出しているところでございまして、何も問題はないものと思われまます。
2番ですけれども、これは本庁案件でございます。諸戸部会長と田口委員、地元推進委員3名で見ております。これにつきましても、既に周りも太陽光発電が来ているところですので、問題はないかなと思います。
3番ですが、これも1番と同じでございます。諸戸部会長、田口委員、中野委員、推進委員4名で見てまいりました。この場所は廃業した酪農牛舎の農地になります。ブリーダー業ということで営んでいた牛舎を買い取りました。要はドッグラン用地として整備をしたいということでございます。今まで酪農でしておった場所でございますので、特に犬に代わっても問題はないものと思われまます。以上でございます。

議長 4番から5番まで申し上げます。

結城委員 18番、結城です。4番から7番まで説明をします。
9日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。当該隣接地に事業所を営業しており、今後、苗木生産地として利用いたします。自分のところの事務所の隣へ向いて、苗木生産地を作るということでございます。
それから、5番、これも同じ日に地元推進委員と一応確認をいたしました。自宅を所有していますが、老朽化がひどく、リフォームも検討しましたが、費用も時間も要し大変なので、申請地に新築しますということでございます。
それから、6番、これも同じ日に推進委員も同じく、下之川です。事務局の説明のとおりでございます。
それから7番、これも同じ日に同じ推進委員で確認をいたしております。高齢化のため、土地の管理が困難のためということでございます。以上です。

議長 ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思ひます。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 よろしいですか。
それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することに決定したいと思ひます。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局

34ページをお願いいたします。

議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。

番号1、地区 久居、申請地 新家町岸林山、登記地目・現況地目とも畑、面積 684㎡ 外1筆、合計面積 799㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は339.3㎡、パネル設置率は42.4%になります。

農地区分は第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高岡、申請地 一志町其倉宮ノ下、登記地目・現況地目とも田、面積 792㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は351.2㎡、パネル設置率は44.3%になります。

農地区分は第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は1,591㎡で、その内訳は、田が792㎡、畑が799㎡でございます。これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

野田委員

7番、野田でございます。1月9日に諸戸部会長、田口委員、中野委員、地元の推進委員3名、久居事務局で見てまいりました。場所につきましては、三方を住宅地、片方は道路ということでございます。隣接のほうには全て説明済みということでございます。問題はないかなと思います。以上でございます。

議長

2番、お願いします。

池山委員

14番、池山です。1月9日に事務局と宮本委員、私、それと推進委員で見てまいりました。そこの大部分に太陽光が設置されている、その残っている部分のような感じですが、用水路が一部、手前のところにずっとありますが、ネットをどんなものに設置するのか、あとの草の処理をどうするのか、その辺のことについて若干質問等いたしました。最近の太陽光の周りは草が生えて放置されているところがところどころ見受けられますが、そういうことに対してどうしていくのか。地元の人が一番心配していることですのでけれども、それについてどういうふうこれから、誰が、いつ、どんなふう指導するのか、その辺が一番厄介なことだと思います。開発すること自体は問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議長

地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思

います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については、許可することに決定したいと思います。

次に、別冊としてお配りいたしました議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願います。お願いします。

事務局 議案第6号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。

それでは、1ページから18ページをお願いいたします。

件数は86件で、合計面積 256, 803㎡、その内訳は、田が252, 957㎡、畑が3, 846㎡でございます。

意見書の提出につきましては、農地中間管理機構は、促進計画の対象となる農地であるときは農業委員会、市町村で意見を聴取することとなっています。農業委員会は賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。

また、市は、促進計画の内容が地域計画の活性に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。

今回提出させていただきました促進計画の見直しは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますよう、よろしくをお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議 長 説明が終わりましたが、今回の案件のうち、初めに農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議を、____委員の番号34番、____委員の番号54から58、____委員の79から81です。

まず初めに、番号34番についてです。

____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長	それでは、この案件についていかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいまご審議をいただきました案件につきまして、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	この案件につきまして適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 入室願います。
	< 入 室 >
議 長	続いて、番号54から58。 _____委員、退室をお願いします。
	< 退 室 >
議 長	それでは、この5件について、皆さん、いかがでしょうか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました5件について、ご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	この案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 入室願います。
	< 入 室 >
議 長	続いて、番号79から81です。 _____委員、一時退室願います。
	< 退 室 >
議 長	それでは、この3件についてはいかがでしょうか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました3件につきまして、ご異議ございませんか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	この案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 入室をお願いします。
	< 入 室 >
議 長	それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。よろしいか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件につきましてご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	これらの案件につきましても適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することにいたします。 続きまして、議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）を議題とします。 事務局、説明願います。
事 務 局	19ページをお願いいたします。 議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見書の提出について（所有権移転）でございます。 件数は4件、合計面積は8,152㎡で、すべて田でございます。こちらは農地中間管理機構を活用した売買事業であり、意見の提出については、市町村は、促進計画の対象となる農地であるときは農業委員会へ意見を聴取することとなっています。農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。 また、市は、促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、促進計画を作成します。 今回提出させていただきました促進計画につきましても、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3に規定する要件を満たしていると考えます。 最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますよう、よろしくをお願いいたします。 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議 長	事務局の説明が終わりましたが、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にご審議をお願いします。 番号4。_____委員、退室をお願いします。

< 退 室 >

議 長 それでは、この案件についていかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件につきましてご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 この案件につきまして適正であると認め、市長に意見書として提出することにいたします。
入室願います。

< 入 室 >

議 長 よろしいですか。
それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきまして、ご審議をお願いします。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件につきましてご異議ありませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 これらの案件につきましても適正であると認め、市長に意見書として提出することにいたします。
以上で本部会に付議されました議案は全て終了いたしました。
これをもちまして、第1回第2農地部会を閉会いたします。

午後2時50分

上記は、第1回第2農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____